

---

# 2026年度 土岐市浄化槽設置整備事業補助金

---

土岐市上下水道課

# 申 請 手 順

## I:申請前の確認事項

- ① 補助対象地域・物件かどうか。
- ② 予算枠について（※①、②確認先:土岐市役所上下水道課 TEL0572-54-1111(内342)）
- ③ 単年度事業のため、年度末までに市の検査が終わり、申請者が補助金請求できる工期で計画されているか。

## II:補助金交付申請

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号) ※法人の場合は、事務担当者氏名及び連絡先記入のこと
- (2) 浄化槽設置通知書又は浄化槽設置届出書の写し(受付検印のあるもの)
- (3) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (4) 浄化槽設置工事見積書の写し
- (5) 収支予算書(様式第2号)
- (6) 全浄協登録証の写し(～10人槽)
- (7) 全浄協登録浄化槽管理票C票(～10人槽)
- (8) 全浄連の機能保証登録証(～10人槽)又は岐浄連の岐阜県浄化槽生涯機能保証登録証(～20人槽)
- (9) 新築建物については建築確認申請書の写し。その他については、建物の延べ床面積がわかる書類
- (10) 処理対象人員計算書
- (11) 申請者が土地・建物を借りている者であるときは、その所有者の承諾書
- (12) 土岐市税を完納していることを証明する書類もしくは土岐市税が課されていない事を証明する書類  
(注)土岐市外で住民登録されている方も、土岐市税を完納、または土岐市税が課されていないことを証明する書類をお取りください。土岐市役所税務課もしくは市内各支所にて発行しております。(1枚300円)
- (13) 汲み取り式便所または単独処理浄化槽の使用状況が分かる写真または書類等の写し(汲み取り・単独転換の場合のみ)

## III:設置工事

※作業場の安全配慮、また実績報告に添付する写真を撮り忘れないよう気をつけてください。

## IV:補助金交付請求

(実績報告)

- (1) 事業実績報告書(様式第3号)
- (2) 施工工事写真一式 (要点は以下の a～j を参考にしてください)
  - a: 設備士が実地監督している
  - b: 掘削工事(山留工事等事故防止措置)
  - c: 割栗砕石地業(厚み100mm～)
  - d: 捨てコン(厚み50mm～、湧水時PC板は構造計算書添付)
  - e: 基礎コン(厚み100(150)mm～、配筋D10@200～)
  - f: 据付工事(型式/水張り/水平確認)
  - g: 埋め戻し工事(水じめ、突き固め等)
  - h: かさ上げ工事(概ね30cm以内)
  - i: 上部スラブ(配筋D10@200～、厚み100mm～)
  - j: ブロワの適正設置
- (3) 浄化槽整備士による施工確認書(別表一チェックリスト)
- (4) 法定検査の依頼書又はそれに代わる書類の写し ※らくらく一括契約は(4)、(5)で一枚となります。
- (5) 浄化槽保守点検、清掃業者との業務委託契約書又はそれに代わる書類の写し
- (6) 収支決算書(様式6号)

提出後、市による現地検査。検査終了後に「補助金交付額確定通知書」をお送りします。

その他、単独転換の場合、既存の単独処理浄化槽に対しての使用廃止届を提出してください。

## V:補助金請求

- (1) 補助金等交付請求書(様式第5号) ※法人の場合は、事務担当者氏名及び連絡先記入のこと
- (2) 通帳等のコピー(請求書記載の銀行名・支店名・口座名義人名・口座番号が確認できる部分のもの)
- (3) 補助金交付額確定通知書の写し

## VI:補助金お振込み

※交付請求書の提出後、約3週間ほどお時間がかかります。

## 土岐市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成元年 3月15日 告示第4号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活系排水による河川の水質汚濁の進行を防止し、生活環境の保全を図るため、浄化槽設置整備事業に係る補助金交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定するし尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODの日間平均値が1リットルにつき20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (2) 窒素又はリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽 前号に規定する浄化槽の機能を有し、放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリグラム以下又は総リン濃度が1リットルにつき1ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (3) 対象地域 ア 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づき定めた事業計画に定められた予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）及び農業集落排水施設による予定処理区域以外の地域  
イ 下水道事業計画区域のうち、当該土地が初めて予定処理区域に含まれることとなった事業計画において、その事業計画に定める工事の完成予定年月日を過ぎても下水道が未整備である土地又はその事業計画に定める工事の完成予定年月日前であっても下水道整備が見込まれない土地として、市長が認める土地

(補助の対象等)

第3条 市長は、対象地域内において建物に設置後の維持管理の責任が明らかな処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 前項に規定する浄化槽は、次の各号に適合するものとする。

- (1) 「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものとして、全国浄化槽推進市町村協議会（以下「全浄協」という。）に登録されていること。
- (2) 社団法人全国浄化槽団体連合会（以下「全浄連」という。）の機能保証制度又は社団法人岐阜県浄化槽連合会（以下「岐浄連」という。）の岐阜県浄化槽生涯機能保証制度の登録を受けることが可能である浄化槽にあつては、同登録を受けていること。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 建物を借りている者で、その所有者の承諾を得られないもの
- (3) 市税、下水道事業受益者負担金、下水道事業受益者分担金、下水道使用料又は水道料金を

滞納している者

- (4) 長期間利用する者がいない建物に浄化槽を設置する者
- (5) 販売又は展示を目的とした建物に浄化槽を設置する者
- (6) 家屋を新築し、又は浄化槽の設置された家屋を建て替え、若しくは増築する場合の浄化槽の設置又は既設浄化槽の更新若しくは改築をする者（ただし、汚水処理未普及解消につながるものや災害復旧に伴うものを除く。）
- (7) 市長等が行う他の補助を受けて浄化槽を設置する者
- (8) その他市長が適当でないとする者

（補助金の額）

**第4条** 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用であって、別表の左欄に掲げる浄化槽の区分ごとに、同表の中欄に掲げる人槽の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を限度とする。

（交付の申請）

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第6号から第8号に掲げる書類については、全浄協、全浄連又は岐浄連の登録浄化槽を設置する場合に限る。

- (1) 申請者が建物を借りている者であるときは、その所有者の承諾書
- (2) 浄化槽設置届出書又は浄化槽設置通知書の写し
- (3) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (4) 浄化槽設置工事見積書の写し
- (5) 収支予算書
- (6) 全浄協登録証の写し
- (7) 全浄協登録浄化槽管理票C票
- (8) 全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証
- (9) その他市長が必要とする書類

（変更承認申請等）

**第6条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、変更承認申請書（別記様式第2号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告して指示を受けなければならない。

（実績報告）

**第7条** 補助事業者は、補助事業の完了後1か月以内又は、当該年度末のいずれか早い日までに、事業実績報告書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法定検査の依頼書又はそれに代わる書類の写し
- (2) 浄化槽保守点検、清掃業者との業務委託契約書又はそれに代わる書類の写し
- (3) 浄化槽チェックリスト
- (4) 浄化槽施工工事写真一式（施工基準によるもの。）
- (5) 収支決算書

（交付額の確定等）

**第8条** 市長は、前条の規定により提出された事業実績報告書の審査及び浄化槽の施工現場におけ

る完成検査により、補助事業の成果が、補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（別記様式第4号）により速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

**第9条** 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（別記様式第5号）による補助事業者の請求に基づき補助金を交付する。

（補助金交付決定の取消し及び返還）

**第10条** 市長は、補助金の決定通知又は補助金の交付を受けた者が、この告示に反する行為があると認めるときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（調査等）

**第11条** 補助金の交付を受けた者は、市長が当該浄化槽について報告又は立入調査を求めた場合には、これに協力しなければならない。

（その他）

**第12条** この告示による補助金の交付に関し、定めのない事項については、土岐市補助金等交付規則（昭和51年土岐市規則第20号）の定めるところによるほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

浄化槽の区分	人槽の区分	金額
浄化槽（窒素又はリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽を除く。）	5人槽	332,000円
	6～7人槽	414,000円
	8～50人槽	548,000円
窒素又はリン除去能力を有する高度処理型の浄化槽	5人槽	510,000円
	6～7人槽	662,000円
	8～50人槽	835,000円

年 月 日

(あて先) 土岐市長

住 所  
申請者  
氏 名  
連絡先

補 助 金 交 付 申 請 書

年度において、浄化槽を設置したいので、土岐市浄化槽設置整備事業補助金  
交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

設 置 場 所	土岐市	町	番地
浄化槽型式・人槽	名称	認定番号	人槽・全浄協登録番号
交 付 申 請 金 額	円		
建 築 物 の 所 有 者	本人・その他		
建 築 物 の 用 途	1 専用住宅	2 共同住宅	
	3 併用住宅	4 店舗	
	5 事務所	6 工場、倉庫	
	7 その他 ( )		
工事着工予定年月日	年	月	日
工事完了予定年月日	年	月	日
浄化槽使用予定年月日	年	月	日
この申請書に対する連絡先	TEL		

※添付書類（6から8の書類については、登録浄化槽を設置する場合に限る。）

- 1 申請者が建物を借りている者であるときは、その所有者の承諾書
- 2 浄化槽設置届出書
- 3 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- 4 浄化槽設置工事見積書の写し
- 5 収支予算書
- 6 全浄協登録証の写し
- 7 全浄協登録浄化槽管理票C票
- 8 全浄連の機能保証登録証又は岐浄連の生涯機能保証登録証



# 処理対象人員計算書

※ 算定根拠は日本工業規格 J I S A 3302-2000 建築物の用途別による浄化槽の処理対象人員算定基準によること。

- 専用住宅 ( ) 建物延面積  $\leq 130\text{ m}^2$  … 5人槽
- ( ) 建物延面積  $> 130\text{ m}^2$  … 7人槽
- ( ) 二世帯住宅等 …………… 10人槽

○その他



## 工事請負契約書

第1条 発注者 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)及び浄化槽  
工事業者 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、土岐市浄  
化槽設置整備事業補助金の交付を受けて甲が行う浄化槽の設置工事  
に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行す  
る。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所 土岐市 \_\_\_\_\_ 町 \_\_\_\_\_ 番地

工事の期間 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ 令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

設置する浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第1項の規定による構  
造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」とい  
う。)除去率90%以上・放流水のBODが20mg/l(日平均値)以下  
の機能を有するところの、別添する図面及び仕様書に係る浄化槽  
工事の請負代金及び支払い方法

金 額 \_\_\_\_\_ 円

支払方法 1. 現金 2. その他( \_\_\_\_\_ )

第3条 乙はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に  
工事を完成して契約の目的物を甲に引き渡すものとし、甲は、引き渡しと  
引き換えにその請負代金金額の支払いを完了する。

第4条 乙は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化  
槽設備士 \_\_\_\_\_ に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設  
備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 甲及び乙はこの契約によって生じる権利又は義務を、第三者に譲  
渡又は承継させてはならない。但し、相手方の承諾を得た場合は、この限  
りでない。

第6条 乙は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して  
第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。但し、予め甲の書面によ  
る承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 乙は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び土岐市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 甲は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金額又は工期を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期、又は中止による損害は乙の責に帰すべき場合を除き、甲が負担する。

第9条 乙は、乙の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その事由を明示して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、甲乙協議して定める。

第10条 工事の完成引き渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、乙の負担とする。但し、その損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じたものは、甲の負担とする。

第11条 乙は、工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責を負う。但し、甲の責に帰すべき事由による場合は、甲がその責を負うものとする。

第12条 乙は、土岐市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を、甲に提出しなければならない。

第13条 甲は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、乙に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 甲は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽の工事について改善の指摘を受けた場合は、乙に対し相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

- 3 前項に定める請求は、浄化槽の工事についての改善の指摘が甲の責に帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引き渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号の一に該当するときは、甲又は乙は催告その他何等の手續きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第1条に基づく土岐市浄化槽設置整備事業補助金が交付されないこととなったとき。

- (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

- 2 前項により、この契約が解除された場合、乙はこの契約の履行のために乙において要した費用及び乙において甲のために既に支出した立替金を甲に請求することができる。

第16条 甲は乙が工事を完成するまでは、乙の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

- 2 甲は乙の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何等の手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、甲は甲の被った損害の賠償を乙に請求することができる。

第17条 次の各号の一に該当するときは、乙は催告その他何等の手續きを要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され又は甲の責に帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止または着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。

- (2) 甲が請負代金を所定の期日に支払わなかったとき又は請負代金の支払い能力を欠くことが明らかになったとき。

- (3) 甲がこの契約に違反し、その結果、この契約を履行できなくなったと乙が認めたとき。

- 2 前項によってこの契約が解除された場合は、甲は乙の損害を賠償するものとする。

第18条 乙の責に帰すべき事由により、標記引渡期日（工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて定められる引渡期日）までに工事の目的物を引渡すことができない場合は、甲は遅滞日数1日につき請負代金総額の          分の1の違約金を請求することができる。

2 甲がこの契約に基づいて、乙に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、甲は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩      銭の割合による遅延損害金を乙に支払うものとする。

第19条 この契約書に定めない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上定めることとする。

年 月 日

甲 発注者 住 所

氏 名

印

乙 請負者 住 所

氏 名

印

(浄化槽工事業登録番号: )

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

(あて先) 土岐市長

補助事業者 住 所

氏 名

年 月 日付け土岐市指令 第 号で補助金交付決定を受けた浄化槽設置整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、土岐市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第6条の規定により承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

審 査	部 長	課 長	課長補佐	係 長	係	合 議	総務部長	総務課長	

年 月 日

(あて先) 土岐市長

住所  
補助事業者  
氏名

事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け土岐市指令 第 号で交付決定通知を受けた浄化槽  
設置整備事業が完了したので、土岐市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定  
により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業着手年月日 年 月 日
- 3 事業完了年月日 年 月 日
- 4 浄化槽使用開始（予定）年月日 年 月 日
- 5 添付書類
  - (1) 法定検査の依頼書又はそれに代わる書類の写し
  - (2) 浄化槽保守点検、清掃業者との業務委託契約書又はそれに代わる書類の写し
  - (3) 浄化槽チェックリスト
  - (4) 浄化槽施工工事写真一式（施工基準によるもの。）
  - (5) 収支決算書



《別表》 チェックリスト

検 査 項 目	チェックのポイント	欄
1. 流入管きよ及び放流管きよの勾配	汚物や汚水の停滞がないか。	
2. 放流先の状況	放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。	
3. 誤接合等の有無	生活排水が全て接続されているか。	
	雨水や工業廃水等が流入していないか	
4. 升の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な升が設置されているか。	
5. 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ	管の露出等により変形、破損のおそれはないか。	
6. かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。	
7. 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検、清掃を行いきにくい場所に設置されていないか。	
	保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。	
	コンクリートスラブが打たれているか	
8. 漏水の有無	漏水が生じていないか。	
9. 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか。	
10. 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
11. ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	空気の出方や水流に片寄りはないか。	



検 査 項 目	チ ェ ッ ク の ポ イ ン ト	欄
12. 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。	
	しっかり固定されているか。	
	薬剤筒は傾いていないか。	
13. ポンプ装置（流入ポンプ及び放流ポンプ）の設置、稼働状況	ポンプますに変形や破損はないか。	
	ポンプますに漏水のおそれはないか。	
	ポンプが2台以上設置されているか。	
	設計どおりの能力のポンプが設置されているか。	
	ポンプの固定が十分行われているか。	
	ポンプの取りはずしが可能か。	
	ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。	
14. ※ブロワーの設置、稼働状況 ※停止警報装置付	防振対策がなされているか。	
	固定が十分行われているか。	
	アースはなされているか。	
	漏電のおそれはないか。	
<p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p style="text-align: center;">年            月            日</p> <p style="text-align: center;">担当浄化槽設備士氏名 <span style="float: right;">Ⓜ</span></p> <p style="text-align: center;">（浄化槽設備士免状の交付番号： <span style="float: right;">）</span></p>		

年 月 日

(あて先) 土岐市長

住 所  
補助事業者  
氏 名  
連絡先

補 助 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 第 号で交付額の確定を受けた浄化槽設置整備  
事業補助金を交付されたく、土岐市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第9条の規定に  
より、次のとおり請求します。

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円	添付書類	補助金交付額確定 通知書の写し
------	---	---	---	---	---	---	---	---	------	--------------------

振 込 先	金 融 機 関 名	銀行・信用金庫 農協・信用組合 店								
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号							
	フリガナ									
	口座名義									

## 浄化槽最終清掃日確定通知書

年 月 日

土岐市長 様

申請者

依頼者住所	
ふりがな	
依頼者氏名	電話
設置場所	土岐市
ふりがな	
設置場所の名称	
最終清掃する理由	<input type="checkbox"/> 公共下水道切替 <input type="checkbox"/> 浄化槽切替 <input type="checkbox"/> 建物等解体
型式	方式
能力	人槽 m <sup>3</sup>

※ 設置浄化槽の最終清掃する理由について、を入れてください。

清掃予定日	年 月 日
清掃業者名	最終清掃承諾印欄 印
依頼者番号	らくらくNO.

## 浄化槽設置整備事業を申請する際の工事費の見積書について(依頼)

東濃県事務所 環境課

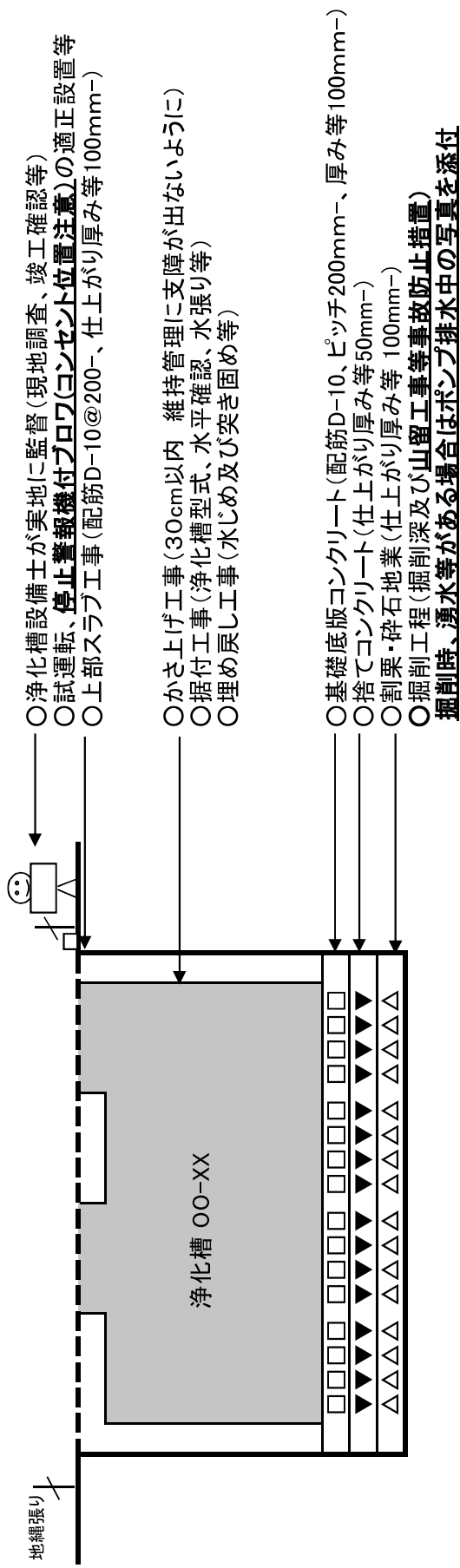
- ※ 見積書について、項目が細分化されておらず、工事費の審査に支障が生じることがありますので、下記を参考に、現場の条件に応じた適切な工事費を積算し、詳細に説明していただきますよう、よろしくお願いします。
- ※ 項目は、適宜、追加していただいて構いません。

### 【参考：見積書様式】

項目	数量	単価	金額	備考
浄化槽本体価格				
浄化槽運搬費				
浄化槽据え付け費				
掘削				
埋戻し				
基礎工				
上部スラブ工				
支柱工				※駐車場に設置のため支柱が必要。 ※支柱レスタイプの場合はその旨を明記
嵩上工				
湧水対策工				
配管工				
電気工				
単独浄化槽撤去工				
試運転				
諸経費				※諸経費とは具体的に何が 必要か記入してください。
計				
消費税				
合計				

## 施工中の写真をとられる方へ

実績報告書に添付していただきます各工程の写真につきましては、現地状況により異なってくると思われませんが、以下を参考にさせていただければと思います。



**(!)事故防止のため土留工など安全措置をお願いします。**

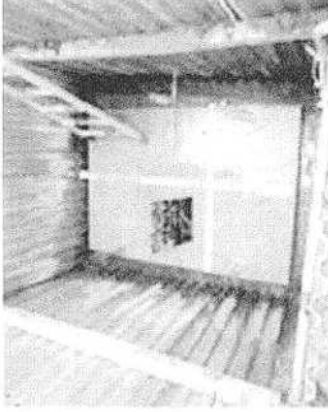
事故事例報告より(抜粋)

平成20年1月、合併浄化槽設置工事に岩、土砂が崩れ2人が埋まった。(1名死亡・1名重傷)

事故現場写真 掘削深さ約2m



望ましい工事



土岐市役所建設水道部上下水道課  
TEL0572-54-1111 内線336

現場で施工される方は、掘削時に限らず作業場の安全確認を徹底されるようお願いいたします。